

労働基準関係法令違反に係る公表事案

鹿児島労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
二幸冷蔵運輸（株）	鹿児島県鹿児島市	R6. 3. 15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の11 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	フォークリフトの運転位置から離れる際、フォークを最低降下位置に置く措置を講じなかったもの 無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R6. 3. 15送検
徳之島愛ランド広域連合	鹿児島県大島郡伊仙町	R6. 6. 20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約4.5mの2階床上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 6. 20送検
佐々木海運株式会社	鹿児島県鹿児島市	R6. 10. 25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6. 10. 25送検
株式会社にいな	鹿児島県鹿児島市	R6. 10. 25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約4mの倉庫2階物品揚卸口で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 10. 25送検
（株）誠晃 障害者就労センターみなよし	鹿児島県鹿児島市	R6. 11. 1	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	約5か月の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R6. 11. 1送検
（株）吉丸組	鹿児島県玉里町	R6. 12. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約25mの塔屋屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 12. 6送検
（株）富島建設	大阪府大阪市	R7. 3. 13	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第360条	掘削面の高さが2メートル以上の地山掘削の作業について、選任していた地山の掘削作業主任者に、作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること等法定の事項を行わせていなかったもの	R7. 3. 13送検
（有）セーフティ・Jライン	鹿児島県鹿児島市	R7. 3. 24	労働基準法第101条第1項	労働基準監督官の臨検時に、虚偽の内容を記載した労働時間管理表等を提出したもの	R7. 3. 24送検
（株）岩本建設	鹿児島県鹿児島市	R7. 3. 24	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R7. 3. 24送検

鹿児島労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
葉月工業（株）	鹿児島県鹿児島市	R7. 3. 24	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	2日間の休業を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかったもの	R7. 3. 24送検
栗ヶ窪建設（有）	鹿児島県南九州市	R7. 3. 25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2メートル以上の車庫梁上で、足場を組み立てる等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7. 3. 25送検